

## [事案 2024-161] 新契約取消請求

・令和7年5月16日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の強引な勧誘等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年6月に契約した米ドル建養老保険（本契約）と変額保険（申立外契約）について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 本契約および申立外契約の取消しを求めたところ、保険会社は、申込書に不備があった（特別勘定への繰り入れ比率が未記入であった）ことを理由に、申立外契約のみ取り消した。本契約と申立外契約はセットで契約をしたものであるから、本契約についても白紙撤回して既払込保険料を全額返還すべきである。
- (2) 本契約の申込みの際し、募集人から強引に保険の勧誘をされ、十分な説明もないまま、正常な判断ができない状態で契約をさせられた。
- (3) 本契約には医療保障が付加されていると誤信して加入した。
- (4) 契約申込時に指定代理請求人を指定しない理由はなく、自分の意に反する内容となっている。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約と申立外契約はセット契約ではなく、本契約を取り消す理由にならない。
- (2) 本契約の設計書、ご契約のしおり、申込書等のいずれにも、医療保障が付加されていると解せる記載はない。
- (3) 募集時に圧力募集に該当するような事実はない。
- (4) 申立人は、指定代理請求人を指定しないことも了知して契約した。また、指定代理請求人の記載がないことのみを理由に、契約を取り消すことは困難である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約の保険料は年間約250万円程度であるところ、契約時の申立人の年収（約1,000万円）に照らして、支払うことが不可能とまでは言えないものの、相当高額なものであることは否定できない。申立人は収入が大きく変動する職業であること等を踏まえると、本契約が、申立人にとって適合性を有していたか疑問が残る。
- (2) 募集人は事情聴取において、本契約の保険料額・保険金額等は申立人とのLINEを踏まえて設定し、申立人に提示したと述べているが、申立人は、提示を受けたその日のうちに本契約の申込みに至っている。このことからすると、募集人が申立人の意向把握を十分にした

うえで契約の提案をしたかという点には疑問があり、また、申立人が、保険料額・保険金額等について検討するための時間が十分にあったとは言い難いものと言える。

- (3) 募集人は、募集の際に、払済・減額などの説明はしたが、払済や減額にした場合の効果・デメリット等については、具体的には説明しなかった旨を述べている。この点について、募集人の説明が不適切であったとまでは言えないものの、本契約の保険料は高額で、支払うことができなくなる可能性も相当程度見込まれること、10年程度は解約返戻金が払込保険料を下回るものであること等を踏まえると、払済や減額にした場合のデメリットについても、通常よりも丁寧に説明がなされていれば、本件紛争は生じていなかったものと考えられる。